



平成 29 年 4 月 20 日

各 位

会社名 株式会社トーアミ  
代表者名 代表取締役社長 北川 芳仁  
(コード 5973 東証第二部)  
問合せ先 常務取締役管理本部長 服部 利昭  
( TEL 072-876-1121 )

### 譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、新たな役員報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 78 回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

本制度の導入は、本日付で公表しております「監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ」のとおり、本株主総会で監査等委員会設置会社への移行が承認可決されることを条件としております。

### 記

#### 1. 本制度の導入目的等

##### (1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の社外取締役及び監査等委員である取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）を対象に、株価上昇によるメリットを享受するのみならず、株価下落リスクの負担を含めた変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することにより、中長期的な企業価値の向上に貢献するためのインセンティブを与えることを目的とした制度です。

なお、本制度は、平成 28 年度税制改正において、法人の役員等による役務提供の対価として一定期間の譲渡制限その他の条件が付されている株式が交付された場合について、役員等における所得税の課税時期、法人における役員等の役務提供に係る費用の損金算入等に関する税制措置が講じられたことを踏まえたものです。

##### (2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として、既存の金銭報酬額とは別枠で支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において本制度による報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお、平成 23 年 6 月 29 日開催の第 72 回定時株主総会において、当社の取締役の報酬額は年額 2 億 50 百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人としての給与は含みません。）とご承認をいただき今日に至っております。

また、本株主総会におきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役の報酬額の設定についても付議させていただく予定です。

## 2. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額 20,000 千円以内といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

本制度により、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年 28,000 株（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）以内とし、その 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象取締役との間において、①一定期間、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

以上